

博士学位論文要旨

題名：国際代理商契約法の研究

金 美和

1. 本論文の目的

涉外事件において、制定法上、抵触法及び手続法のもとでは、消費者や労働者に対する特別な保護規定が設けられているが(法の適用に関する通則法11条・12条及び民事訴訟法3条の4及び同条の7第5項・6項)、代理商についてそうした明文の規定は置かれていない。これまで、代理商が商人に含まれているものと考えられているためか、本人と代理商は対等な関係とみなされ当事者間の関係性について十分に考慮されることはなかったようである。したがって、本人企業と代理商間の代理商契約については、わが国の場合、一般の国際契約として扱われてきた。

わが国では、通則法の制定にあたり、代理の準拠法について検討されたものの規定の明文化は見送られ、解釈に委ねられるものとされた。しかし、代理商契約は一般の国際契約として通則法7条の当事者自治の原則が適用されるという解釈に基づいていたためか、代理商契約の準拠法についてわが国には裁判例がないだけでなく、具体的に言及した研究も極めて少ない。このような状況を考慮すると、この点について検討するのは、わが国における学理や実務に対してひとつの問題提起としての意味を持つこととなろう。

したがって、検討にあたっては、外国法の動向を参照することが有用であろう。本論文では、この問題について盛んに議論が行われている EU における立法および司法を研究対象とする。EU においては、86年指令制定後、各加盟諸国に同指令が国内法化され、代理商の保護の実現化が図られている。また、ヨーロッパ司法裁判所の2000年11月9日イングマール事件判決以降、多様な事実関係に対する法的判断を加えた裁判例が蓄積され、国際私法上の代理商の保護が肯定される傾向にある。涉外事件における代理商に対する保護の必要性いかににつき、立法及び司法の両面から分析的な検討を行い、わが国の議論に検討の素材を提供することは、比較法学の観点からだけでなく、今後のわが国における代理商契約に関する立法を模索するうえでも必要なことであろう。

本論文では、代理商契約の準拠法を中心に検討するが、その前提となる国際裁判管轄についても若干取り上げたい。

2. 本論文の構成

本論文の全体の構成は、以下のとおりである。

序章

第 I 部 代理商契約の準拠法

序論

第 1 章 代理商契約に関する法制及び判例の前史

第 I 節 はじめに

第 II 節 フランスにおける立法の展開

第 III 節 フランスにおける判例の展開

第 IV 節 まとめ

第 2 章 ヨーロッパにおける司法の動向

第 I 節 はじめに

第 II 節 ヨーロッパ司法裁判所 2000 年 11 月 9 日判決「イングマール (Ingmar) 事件」

第 III 節 フランス破毀院 2000 年 11 月 28 日判決「アリウム (Allium) 事件」

第 IV 節 ヨーロッパ司法裁判所 2013 年 10 月 17 日判決「Unamar 事件」

第 V 節 絶対的強行法規の適用 —考察—

第 3 章 法選択がない場合の準拠法 —連合王国イギリス及びウェールズ高等法院女王座部 2012 年 5 月 15 日判決「Lawlor 事件」—

第 I 節 はじめに

第 II 節 連合王国イギリス及びウェールズ高等法院女王座部 2012 年 5 月 15 日判決の概要

第 III 節 解説

第 IV 節 まとめ

第 II 部 代理商契約の国際裁判管轄

序論

第 4 章 専属的管轄合意

第 I 節 はじめに

第 II 節 専属的管轄合意の有効性

第 III 節 若干の考察

第 IV 節 結びに代えて

第 5 章 管轄合意がない場合

第 I 節 はじめに

第 II 節 ヨーロッパ司法裁判所 2010 年 3 月 11 日判決「Wood Floor 事件」

第 III 節 若干の検討

第 IV 節 おわりに

終章

3. 本論文の概要

第 I 部 代理商契約の準拠法

第 I 部では、EU における代理商契約に関する立法および司法の動向を概観し、代理商契約の準拠法について検討する。

まず、第 1 章では、代理商契約に関する法制の歴史的展開をみるにあたり、変遷を経てきたフランス状況を確認する。第 1 に、代理商契約に関する実質法及び抵触法の法制についての展開、第 2 に、実質法上及び抵触法上の司法の展開を紹介する。

次に、第 2 章では、代理商保護の要否を踏まえ代理商契約の準拠法について判断したヨーロッパ司法裁判所及びフランス破産院の裁判例を紹介する。これら裁判例を踏まえ、代理商契約における絶対的強行法規の適用について検討し、わが国への示唆を試みる。

加えて、第 3 章では、代理商契約につき法選択がない場合の準拠法の決定方法について明示した連合王国の裁判例を紹介する。

第 1 章 代理商契約に関する法制及び判例の前史

第 1 章では、代理商契約に関する法制の歴史的展開を見るにあたり、外国法研究として、フランスにおける立法（1）及び司法（2）の動向を確認する。

（1）第 1 に、代理商保護を前提とした代理商に関する法の整備が進むフランス立法の展開について実質法及び抵触法の双方について紹介する。フランスにおける産業の発展に伴って代理商が出現して以来、本人に対して弱い立場にある代理商は、実質法上、救済されてきた。代理商に関する法令制定以前、代理商契約は、民法典の委任に関する規定により規律されていた。ただ、代理商契約は、委任者によっていつでも解除できる一般の委任契約から区別され、委任者によって不当な契約解除がなされた場合、判例における民法典の解釈によって保護された。しかし、代理商の事業拡大と増加に伴い、民法典の解釈理論のみでは代理商を保護しきれなくなった。こうして、代理商の保護を目的とした代理商に関する特別法が制定された。最初の法源である、産業生産大臣による 1946 年のアレテ制定以来、代理商は、明文規定によって保護された。現行商法典に至るまで、各法令は廃止や度重なる改正を経験しながら、代理商の保護範囲を拡大してきた。特に、86 年 EC 指令の採用に伴い、この指令が国内法化された 1991 年の法律（2000 年に商法典に編纂）においては、例外を除けばおよそすべての契約終了後の代理商に補償請求権が認められるなど、さらに詳細な規定が設けられ、代理商の保護が強化された。このように、実質法上、代理商は、代理商に関する特別法の制定以前から、保護され、時の経過とともに一層の必要性が考慮され保護が図られてきた。

他方、ローマ条約が 1991 年に発効されるまで、抵触法上、代理商は、保護されてこなかったようである。ローマ条約発効前、契約債務については当事者自治の原則によるとの解釈論が支配していた。従って、代理商契約の準拠法についても一般の契約債務の場合と同様に当事者自治の原則が採用されていた。1991 年の法律が制定され、実質法上代理商の保護が強化されたこ

の年に、ローマ条約は発効し、フランスで批准された。この条約によれば、当事者自治の原則が認められる一方で、強行法規の適用も認められる。但し、この条約には、(消費者契約及び労働契約と同様の) 代理商を保護する特別規定は置かれていない。従って、代理商に関する実質保護規定を強行法規として適用することができるか否かについては解釈に委ねられていた。翌年、ハーグ条約が発効すると同時に、フランスは同条約を批准した。この条約は、契約債務に関する一般規則であるローマ条約に対して、代理商など、代理に関する特別規則である。従って、代理商については、つねに代理商に関する実質保護規定の適用が考慮され、抵触法上の代理商の保護が認められるようになった。

このように、フランスの立法上、近年において実質法上のみならず抵触法上も、代理商は保護されるようになった。すなわち、立法は、かかる保護の必要性に応じて、強行法規または公序の適用を考慮し、代理商に関する実質規定を適用できるよう機会を提供するものといえよう。

(2) 第2に、代理商契約の準拠法の決定基準について、実質法と抵触法の両面からみたフランスにおける判例の動向を紹介する。実質法上では、代理商に関する法令の制定および改正に伴い、判例においても代理商に対する保護が拡大されてきた。今日では、おおよそすべての代理商契約の解約について補償請求権が認められる傾向にある。これに対して、代理商契約の準拠法については、判例上、一般の契約債務と同様に従来判例・学説の解釈論に従い一貫して当事者自治の原則が適用されてきた。なお、立法においては、近年、ローマ条約およびハーグ条約の批准によって、当事者自治の原則が適用される一方で、公序則または強行法規の適用により、抵触法上も代理商に対する保護が図られている。しかし、司法においては、代理商保護の充実を図る立法の動向に対し、抵触法上、代理商に対する保護について考慮する必要性はないと考えられているようである。学説によれば、代理商の法的地位は、必ずしも強行法規の法的性質を有するものではないと考えられてきたようであり、フランス司法上、この考えが支持されてきたようである。

第2章 ヨーロッパにおける司法の動向

第2章では、代理商保護の要否を踏まえ代理商契約の準拠法について判断したヨーロッパにおける司法の動向について紹介する。第1に、代理商契約につき当事者自治原則の適用が制限される旨を最初に提言したヨーロッパ司法裁判所2000年11月9日判決「イングマール事件」を取り上げる(第II節)。第2に、イングマール事件と同様の事件であるにも拘らず、これとは逆に、当事者自治の原則が適用され代理商を保護しない姿勢が示されたフランス破産院2000年11月28日判決「アリウム(Allium)事件」(第III節)を紹介する。第3に、先のイングマール事件判決に従い代理商保護を前提としたうえで、EU加盟国間における代理商契約につき当事者自治を制限して法廷地強行法規の適用を認めたヨーロッパ司法裁判所2013年10月17日判決「Unamar事件」を紹介する(第IV節)。最後に、これらヨーロッパ司法裁判所判決を踏まえ、代理商契約における絶対的強行法規の適用について検討し、わが国への試論を提示したい(第V節)。

(1) 第II節 ヨーロッパ司法裁判所2000年11月9日判決「イングマール(Ingmar)事件」

本節では、代理商契約につき当事者自治原則の適用が制限される旨を最初に明言したヨーロッパ司法裁判所（以下、EC 裁判所と略記）2000年11月9日判決イングマール事件を取り上げる。本件判決では、EC加盟国において固有の事業を営む代理商と第三国で設立した本人との代理商契約において、代理商の保護規定が当事者自治原則に基づいた契約準拠法に強行規定として優先的に適用されるか否かにつきひとつの判断が示された。この判決はヨーロッパでは既に多くの論評がなされており、その後の判例にも多大な影響を与えている。ここでは、同判決の法律構成を克明に分析し、そこから指摘される問題につき若干の検討を行うことにより、代理商契約の準拠法について考慮されるべき論点を摘示する。

（2）第Ⅲ節 フランス破毀院 2000年11月28日判決「アリウム（Allium）事件」

本節で取り上げるフランス破毀院2000年11月28日判決「アリウム事件」は、当事者の合意により契約終了後の代理商を保護しない第三国法が準拠法として選択されている場合、第三国法に優先して契約終了後の代理商に補償請求権が認められるフランス実質保護規定を強行法規として適用するか否かにつき判断したものであった。本件判決では、先のイングマール事件と同様の事件であるにも関わらず、当事者自治の原則が適用され代理商を保護しない姿勢が示された。

なお、この判決に対しては、評釈者により数々の問題点が指摘されている。フランスの代理商保護法である1991年の法律は、86年指令が国内法化された規定である。本判決は、共同体からみた1991年の法律の出自を考慮しない国内法的観点により判断されたものであった。その法律構成をどのようにとらえるかという点は、評釈者間の評価の相違を反映して、一致していない。すなわち、レナール教授は破毀院と同様に双方向的抵触規定を採用し、ベルナード博士は強行法規による一方的抵触規定を採用している。もっとも、共同体からみたこの法律の出自を考慮すれば、法廷地実質規定を優先的に適用する構成もありえよう。従って、両評釈者により指摘されるように、共同体からみた1991年の法律の出自を考慮しなかった破毀院の法律構成には問題があったといえよう。

フランスにおける司法の動向は、代理商保護の充実を図る立法の動向に対し、抵触法上、代理商保護についてあまり考慮する必要性はないと考えられてきたようである。

（3）第Ⅳ節 ヨーロッパ司法裁判所 2013年10月17日判決「Unamar 事件」

本節で紹介するヨーロッパ司法裁判所（以下、EU 裁判所と略記）2013年判決のUnamar事件は、先のイングマール事件判決に従い代理商の保護を前提としたうえで、EU加盟国間における代理商契約につき当事者自治を制限して法廷地強行法規の適用を認めるものであった。本判決では、付託裁判所が、86年指令の国内法化において、同指令に定められた保護よりもより大きな保護を代理商に与えることが、法廷地加盟国の法秩序において法廷地加盟国の議会が重要であると判断する詳細な評価に基づいて明らかにする場合に限り、法廷地法は強行的な性質を有することから、同指令により最低限の保護が定められている当事者により選択された法に優先して強行的に適用される、という法廷地強行法規の適用可否の決定基準が示された。

(4) 第V節 絶対的強行法規の適用 —考察—

最後に、代理商契約における絶対的強行法規の適用について、EUにおける司法判断の動向を概観し、わが国への試論を含め検討を試みた。

EU裁判所の主要な裁判例を概観すると、Ingmar事件判決以降、一貫して、86年指令が国内法化された加盟諸国の代理商保護法が絶対的強行法規として優先的適用され、加盟国で設立され自営業を営む代理商は保護されてきた。さらに、Unamar事件判決では、代理商保護の程度によって絶対的強行法規が相対的に適用される（絶対的強行法規の相対的適用）という、絶対的に適用されなければならない強行法規の本来的意義を根本的に揺るがすような画期的な判断が下されたといえよう。

なお、わが国にはローマI規則のような絶対的強行法規の明文規定はないが、解釈論としてWenglerにより提唱された強行法規の特別連結理論が採用されている。この所論に基づき3つの要件が肯定されるならば、代理商契約についてもこの理論が採用され得るといえよう。さらに、近年では私法の公法化が進んでおり、紛争国間においていずれも強行法規を有する場合もある。従って、代理商契約については双方の代理商保護の程度に着目して強行法規を相対的適用する方法も考慮されよう。このように、代理商契約における強行法規の適用については、特別連結と相対的適用が状況に応じて併用されるという構成が導かれよう。

第3章 法選択がない場合の準拠法

第3章では、書面による正式な契約の締結をすることなく複数のEU諸国において事業を営んでいた代理商契約につき準拠法の決定方法を明示した連合王国イギリス及びウェールズ高等法院女王座部2012年5月15日判決を紹介する。この判決は、「黙示の法選択の有無」および「最も密接な関連を有する国」の判断にあたり、イギリスに国内法化された契約債務の準拠法に関する1980年6月19日のローマ条約に従い、準拠法が決定されたものである。本件判決では、複数の国で事業を営む代理商契約について、当事者による明示の法選択がない場合、第一に黙示の法選択の有無が探求された。次に、黙示の法選択がなかったと判断されたことから、最も密接に関連する国が探求され、当該代理商契約の準拠法が決定された。なお、本件における問題の解決にあたっては、証人による事実の証拠が多分に考慮されたが、信憑性が薄いと判断される証拠は採用されず、証人の証拠の信用性の質によって準拠法決定の結果も大きく左右されることが窺われる。

第II部 代理商契約の国際裁判管轄

第II部では、代理商契約に関する国際裁判管轄権について検討する。

第4章では、代理商保護を考慮しないわが国において、代理商契約の管轄合意の認否について判断を示したわが国の裁判例を紹介し、検討する。また、代理商契約締結時に準拠法及び国際裁判管轄に関する明示の合意がなかった場合、数か国に渡り事業を営む代理商の管轄裁判所はどのようにして

決定されるかという問題も生じる。第5章では、この問題について判断を示したヨーロッパ司法裁判所の裁判例を紹介し、検討する。

第4章 専属的管轄合意

国際契約においては、予め将来の紛争解決を予測して契約締結時に準拠法の選定がなされるが、併せて国際裁判管轄の合意（以下、管轄合意と略記）がなされる場合も少なくない。かねてから管轄合意の認否をめぐって多くの検討がなされてきたが、特に問題とされているのはわが国で提起された訴えにつき外国の裁判所が専属的に合意されている場合である。それは、経済的な交渉力の格差から当事者の一方に不都合な外国の裁判所が専属的管轄として合意され、出訴・応訴の断念を余儀なくさせるほどの不利益を招くおそれがあるからである。ただし、多数の判例・学説は一定の条件でかかる合意を認めている。そして、本人と代理商間の代理商契約についても、代理商が商人に包含されるものと考えられているためか、当該当事者間の関係性について考慮されることなく一般の国際契約として専属的管轄合意が認められてきた。なお、近年盛んに取上げられている消費者契約及び労働関係契約については、社会的・経済的弱者保護の観点から国際裁判管轄の合意に対して制限すべきとの考えがとられている。これを考慮すると、代理商契約についても、代理商が本人に対して従属的な立場に立つ余地があることから、消費者や労働者同様、保護を要するのではないだろうか。本章では国際裁判管轄上のアプローチについてその可能性に言及するものである。契約準拠法という実体法上の問題と国際裁判管轄という手続法上の問題は決して切り離して考えるべきではなく、ある程度結び付けて考える方がより合理的であると思われる。

国際裁判管轄については、2005年に管轄合意に関するハーグ条約（以下、ハーグ条約と略記）が採択され、わが国でも、国際裁判管轄の合意に関する規定も盛り込んだ「民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案」（以下、改正法案と略記）が衆議院で可決制定された。しかし、代理商契約に関する規定が特に置かれていないことから、代理商契約の管轄合意の認否については引き続き学説・判例による解釈に委ねられることになる。学説・判例によれば、管轄合意にあたり、当事者自治の原則を採用する立場が優勢であるが、他方で、保護を要する社会的・経済的弱者については利益衡量を用いてその合意に対し制限を加えようとする動きがある。後者の考えに従えば、本人に対して従属的な立場にある代理商についても、弱者保護の観点から、かかる合意の有効性を判断するにあたり利益衡量などによる保護の可能性が考慮されるべきであろう。すなわち、代理商契約についても、立法的解決を含め管轄合意に対する制限について十分に考える必要がある。

本章では、代理商保護の観点から、専属的管轄合意の有効性につきわが国における学説・判例の状況をみながらその合意に対する制限の可能性を見出し、立法的解決へ向けて若干の考察をおこなう。第II節では、代理商契約における外国裁判所の専属管轄合意につきその有効性を認めた東京地裁平成20年4月11日判決を紹介し、専属的管轄行為に対する制限の可能性について言及する。第III節では、明文規定の存在しない代理商契約の専属的管轄合意につき、今後の

立法への提言として第1に専属的管轄合意を無効とする場合、第2に、一般条項を設ける場合の2通りについて若干の検討をおこなう。

第5章 管轄合意がない場合

第5章では、複数のEU加盟国において役務を提供した管轄合意のない代理商契約について唯一の裁判管轄の決定方法につき明示したヨーロッパ司法裁判所2010年3月11日判決Wood Floor事件を取り上げる。Wood Floor事件で提起された中心的論点は、複数のEU加盟国で役務が提供されるとき、役務提供に関する特別管轄を規定するブリュッセルI規則第5条1項b号の第2文が一般管轄を規定する同第2条1項に優先して適用されるか否かであった。この問いについて、本判決は肯定説を採った。本規則第5条b号項の第2文は代理商契約に準用される。なお、当該規定の適用において、代理商が複数の加盟国で役務を提供したとき、代理商の主な役務提供地が裁判管轄権を有する。

本判決では、当事者による裁判管轄の明示の合意がない場合、複数の地で役務提供される代理商契約について、第一に契約規定に基づき、そのような規定がなければ契約の事実の履行に基づき、そのいずれにもよらなければ代理商の住所(domicile)のある地が主な役務提供地(義務履行地)として決定される唯一の裁判管轄の決定方法が明示された。しかし、本判決では、代理商の裁判管轄利益を優先する必要性については特に考慮されていない。代理商の保護に鑑みれば、代理商の利益が優先されることも考えられよう。したがって、保護を必要とする代理商であり、かつ、裁判の適正・迅速が達成されるならば、本規則第5条1項b号の第2文が同2条1項に優先して適用されなければならないという説明も可能となる。

わが国の民事訴訟法では、代理の裁判管轄について消費者契約及び労働関係に関する裁判管轄(第3条の4)のような特別の裁判管轄規定が定められていないため、引き続き代理商契約については解釈に委ねられることになる。本規則はEU加盟諸国に適用され、特殊な法体制を有するEUとわが国の法制とは次元を異にすることから、本判決がわが国において必ずしも直接有効な解決策を明示するものではない。しかし、同様の場面において、義務履行地の決定基準、とりわけ唯一の裁判管轄権の決定方法につきどのように解釈すべきかについては少なくとも参考になるのではないだろうか。

終章

もっとも、わが国では、涉外事件において代理商の保護を必要とするような事案がみられないことから、その必要性についてはあまり議論されてこなかった。国際商取引が常例化している今日、わが国においても新たな事業展開を試みて国際代理商契約を締結する企業が目覚ましく増えていることから、EUにみられるのと同様の事件の発生が今後十分に予測される。代理商保護の要請が高まっている今日の国際商取引社会において、わが国においてもこの問題に向き合う必要がある。勿論、EUの司法判断にみられるように、加盟諸国の代理商であれば一方的に保護されるという状況には懸念が生じ、保護の対象となるべき代理商の人的適用範囲については

十分に考慮されなければならないであろう。

ただし、代理商保護が考慮されないわが国においては、やはり解釈論によるのでは、代理商保護という法的安定性の観点から問題も残るところである。従って、以上の状況を踏まえれば、立法による解決がやはり望ましいのではないかと思われる。なお、かかる立法においては、実質法上の代理商に関する今後の立法の動向にも着目しつつ、その他問題となり得る仲裁合意及び専属的管轄合意についても考慮したうえで今後検討されるべきであろう。